

ケネディ政権によるアメリカ人行政官派遣の試みと ベトナム共和国、1961年10月～12月 : ゴ・ディン・ ジェムの国内政策の統制を目指して

笥, 雅貴

九州大学大学院比較社会文化学府博士後期課程単位取得退学

<https://doi.org/10.15017/22985>

出版情報 : 政治研究. 58, pp.59-93, 2011-03-31. 九州大学法学部政治研究室
バージョン :
権利関係 :

ケネディ政権によるアメリカ人行政官派遣の試みとベトナム共和国、一九六一年一〇月～二月

——ゴ・デイン・ジエムの国内政策の統制を目指して——

笥 雅 貴

はじめに

- 一 テイラー使節団の派遣に向けて
 - (一) テイラー使節団の派遣決定まで
 - (二) テイラーへの指示をめぐって
- 二 南ベトナム支援策の策定
 - (一) 限定的パートナーシップ (limited partnership)
 - (二) アメリカ人行政官派遣の勧告—ジエムの国内政策を統制する手法として
 - (三) ジエムとの交渉に向けて
- 三 国内政策の統制の挫折とベトナムへの軍事的関与の拡大
 - (一) ジエムとの交渉
 - (二) ジエムの条件でのアメリカ人行政官派遣—南ベトナムの「主権国家」としての外観への配慮
 - (三) ジエムの条件でのアメリカ人行政官派遣—軍事的支援の早急な実施

おわりに

はじめに

一九九〇年代末以降、特に九・一一テロ後のブッシュ（ジュニア）（George W. Bush）政権の対外政策によって、アメリカ帝国は盛んに論じられてきた。⁽¹⁾このなかで、米国は第二次大戦後に帝国として帝国システムを形成したと論じるのが、山本『帝国』の「国際政治学」である。もちろん同書以外にも、米国を帝国と捉える議論は存在してきた。⁽²⁾だがこの研究書ほど、膨大な数の帝国論の分析に基づき、帝国を最も体系的に、かつ包括的に論じたものはないだろう。そこで、まずこの研究を手がかりにして、アメリカ帝国論において米国とベトナム共和国（南ベトナム）の関係がどのように位置づけられているのかを確認したい。第一に、ベトナム戦争は「帝国システムの辺境における陣地の争奪戦」であった。第二に、政権が不安定なところでは、帝国は「ある分派を支持し、協力者として相手国の対外、対内的な行動をコントロールしようとする」。⁽³⁾この最たる例が「ベトナム戦争における（腐敗した）南ベトナム政府とアメリカとの関係」である。第三に、米国が帝国といわれるのは、ベトナム戦争や二〇〇三年のイラク戦争のように、「単独主義的に周辺の国家に軍事力を行使し、とくに相手の国内の制度・政治をコントロールしようとするとき」である（傍点は筆者）⁽³⁾。

以上のように、米国が南ベトナム政府の国内政策を支配しようとする⁽⁴⁾ことと、一九六五年三月以降の米国による軍事力の直接行使とが結び付けられている。だがそれ以前の段階で、米国は南ベトナムとの間でどのような関係を築いていたのか、または模索していたのか。それは、ベトナム戦争期の両国関係の特徴として山本が指摘する性格を帯びていたのか。

さらに言えば、米国は本当に南ベトナム政府の国内政策を支配していたといえるのか。というのも、南ベトナムに対する米国の影響力の限界は早くから指摘されてきたからである。⁽⁴⁾グリントナー（Lawrence E. Grinter）に言わせれば、米国は南ベトナムの最終的な命運を支配できたけれども、日常の行為までは管理できなかった。⁽⁵⁾しかもケネディ（John F. Kennedy）政権に参画した人々も同様の点を指摘している。⁽⁶⁾

そこで本稿では、一九六一年一〇月から一二月にかけて、米政権内そして南ベトナムとの間で提起されたアメリカ人

行政官（以下、米行政官）派遣の試みを手がかりにして、米国が南ベトナムとの間でどのような関係を構築しようとしていたのか、それは成功したのかどうか、成功もしくは失敗の要因は何なのかを考察する。また同時期に進められていたベトナムへの軍事的関与の拡大が、この試みに影響を及ぼしたのか、及ぼしたのならどのような影響であったのかについても考察する。

なぜ米行政官派遣の試みに注目するのかという点、それが植民地支配に利用されてきた手法でもあるからである。行政官を派遣する側は、彼らの存在を介して派遣される側に住む人々の「考慮可能な選択肢に制限を課すこと⁽⁷⁾」、現地社会を支配（斜体は原文）し、それを制度化することを目論んでいた。したがって昨今のアメリカ帝国論を踏まえれば、他国への行政官の派遣は派遣される側の国内政策を統制する手法として捉えられる。ゆえに、これ自体を分析することは、ケネディ政権の南ベトナム政策の一面を明らかにすることにつながる。

さらには、一九六一年秋から冬にかけては、米国が南ベトナムへの人的、物的支援を大幅に強化することを決定した時期として、ベトナム介入史上の分水嶺の一つでもある⁽⁸⁾。このことと米行政官を派遣してジエム（Ngo Dinh Diem）の国内政策を統制しようとする試みを関連づけることで、ベトナムに軍事的関与を拡大させていく背景の一端を明らかにする。

既存の研究は、この二つの点で十分とは言いがたい。キャトン（Philip E. Catton）は、ケネディに勧告された米行政官派遣を含む措置は、「徹底的にジエム体制を改革するのを可能にする」コンセプトに依拠していたというが、それは具体的にどういふことなのか。また軍事的支援の増強との関係はどうなっているのか。これらの点について、必ずしも明確ではない⁽⁹⁾。

ケネディが米戦闘部隊派遣の「一歩手前までアメリカを追い込んだ」ことを実証したのが、松岡『一九六一』である。ジエムは米行政官派遣に反発し続けるも、最終的に同意するが、第一に、なぜ、またどのようにしてそれが成立したのか。第二に、両国間で合意された米行政官派遣は、ジエムにとつて、また米政権にとつて何を意味するのか。同書は南ベトナムの「主権国家」としての立場への配慮を示唆しているが、本稿はこの点をより明確にするとともに、同時に進

められていた南ベトナムへの軍事的支援の早急な実施にも注目して検討する。⁽¹⁰⁾

逆に、ケネディが米戦闘部隊派遣に一貫して反対してきた点を強調するのがカイザー (David Kaiser) である。カイザーは、米行政官派遣などの勧告には、「ジエムにその行為の変更を強いなければならない」という側面があったことを指摘する。だが、それを具体的に論じていない。またこの側面と南ベトナムへの軍事的支援の関係についても明らかでない。⁽¹¹⁾

ニューマン (John M. Newman) は米戦闘部隊を派遣しないというケネディの決定が、ジエムとの関係だけでなく、南ベトナムへの軍事的支援の強化に向けた取り組みを混乱させたと指摘する。もちろんこの点も無視できない。しかしジエムが南ベトナムの主権を持ち出して米政権に反発したことを考えれば、主権の問題と密接に結びついている米行政官派遣の試みにも注目する必要がある。だがニューマンはこの点に触れていない。本稿は、ケネディ政権が米行政官派遣で最終的にジエムに譲歩した要因の一つに、南ベトナムへの軍事的支援の早急な実施があったことを指摘する。⁽¹²⁾

本稿の構成は次の通りである。第一章では、米行政官派遣などをケネディに勧告する大統領軍事顧問テイラー (Maxwell D. Taylor) 將軍を团长とした使節団の派遣決定を概観し、テイラーにはジエムの国内政策を管理する手立ても求められていたことを指摘する。第二章では、ジエムの国内政策を統制する手法としての米行政官派遣を説明する。そしてそれを含めた南ベトナム支援策の策定とジエムとの交渉に向けた米政権の準備を明らかにする。第三章では、この支援策をめぐる両国の交渉を検討し、同支援策で両国が合意できた背景には、ケネディ政権がジエムの条件での米行政官派遣を受け入れたこと、さらにその裏には南ベトナムの「主権国家」としての外観への配慮と南ベトナムへの軍事的支援を強化し、早急に実施しようとする推進力が米政権の側にあつたことを指摘する。

一 テイラー使節団の派遣に向けて

(一) テイラー使節団の派遣決定まで

一九六一年五月、ノルティング (Frederick E. Nolting, Jr.) が駐ベトナム共和国大使に着任した。前任のダークウ (Elbridge Durbrow) が、国内統治の改善をジエムに執拗に求め続けた結果、米国と南ベトナムの関係は行き詰まっていた。そのためノルティングに与えられた任務は、「我々の助言が真剣に受け止められるよう、相互の信頼を積み重ねる」ことであった。そこでノルティングは、ジエムに「愛嬌よくいる」ことを選択した。なぜなら米国がジエムの国内統治を改善できるかどうかは、「ジエムが我々に抱く信頼に比例して」いるからである。ノルティングは、米国は「最大限ジエムを支持するにあたって、道徳的根拠を気にするべきではない」と訴え、ジエムを徹底して擁護していく。⁽¹³⁾

だがそのノルティングも、九月末には、ジエム政府は「国民の間で、その政治的立場をはっきりと改善しておらず、国家の団結を十分に進めていない」と評価した。⁽¹⁴⁾ 例えば、南ベトナム解放民族戦線 (以下、解放戦線) は、一九六一年後半までに二〇〇〇名となり (七月時点から二二〇〇〇名の増加)、その支持者も南ベトナム全土で二〇〇〇〇名と見積もられていた。⁽¹⁵⁾ また南ベトナムの政府や軍の内部では、「ジエム大統領の指導力とその政府の安定は、過去一年の間に、かつてないほど著しく疑われて」いて、政治情勢は「潜在的に爆発しやすい」状況にあった。⁽¹⁶⁾

同じ頃、南ベトナムの治安情勢もひどく悪化していた。この秋に、ベトナム労働党南部中央局は、「反米闘争の強化を求める決議を承認」していた。⁽¹⁷⁾ 九月の共産主義ゲリラによる攻撃は約四五〇回に達し、それまでの月の一五〇回から三倍近くに増加した。またマクガー (Lionel C. McGarr) 軍事援助顧問団 (Military Assistance Advisory Group, MAAG) 長は、この秋に共産主義者が「あらゆる破壊活動を幅広く強化する可能性」を指摘した。⁽¹⁸⁾ そのため南ベトナム情勢への危機感は、米政権内で一気に高まっていた。⁽¹⁹⁾

一〇月一日、國務省は「南ベトナムへの東南アジア条約機構 (SEATO) による介入のために提案されている計画の実行可能性と望ましさを、政治と軍事の両観点から……調査する」、また「介入に至らないが、追加の早急な行動を

勧告する」ために「軍高官」の派遣を提案した。⁽²⁰⁾そして同日の国家安全保障会議は、國務省の提案を承認し、テイラーを団長とする使節団を南ベトナムに派遣することを決定した。⁽²¹⁾

(二) テイラーへの指示をめぐって

テイラーには、どのような指示が与えられていたのか。一日の国家安全保障会議の議事録によれば、テイラーの南ベトナム訪問の目的は、第一にSEATOによる軍事介入案、第二に小規模の米軍を駐留させ、「米国の『プレゼンス』を確立する」案、第三に米戦闘部隊に代わり、米国からの支援や南ベトナム軍の訓練を強化するなどの案の「実行可能性を、政治と軍事の両観点から検討する」ためであった。⁽²²⁾この直後、テイラー自らが大統領から自身への派遣命令書の草案を作成している。それによると、「南ベトナム情勢の評価」のために現地を調査することとして挙げられたのが、「SEATOもしくは米国の軍隊を南ベトナムに派遣することによって、何が成し遂げられるのかの評価」、また「南ベトナム軍の規模をさらに拡大することによってのみならず、追加の装備と訓練によって、その効率を改善する可能性の調査」などであった。⁽²³⁾このようにテイラー作成の草案は、軍事的色合いが強いものであった。

一三日、ケネディは「米国がベトナムに戦闘部隊を派遣することを検討しているという趣旨のニュース記事の増加に懸念」を表明した。なぜなら「もしベトナムの人々がそのような行動を期待し、我々が別のことを決定すれば、彼らの士気の著しい低下に終わる可能性が高い」からである。したがってケネディは、テイラーの派遣が「情勢全般を見直す」ためであると世間的に強調されることを望む一方で、テイラーには「絶対的に不可欠」と思われる場合に、「米軍の派遣を最大限慎重に検討する」よう求めた。⁽²⁴⁾

テイラーの草案にある軍事重視の傾向を弱めようとするケネディの姿勢は、一三日に承認された国家安全保障行動覚書 (National Security Action Memorandum, NSAM) 一〇四と、ケネディ自身が作成したテイラーの派遣命令書に反映されている。NSAM一〇四によると、テイラーの派遣は「あらゆる種類の援助」をより効果的に実施するための方法の調査とされ、米軍や南ベトナム軍への直接的な言及はこの覚書にはない。⁽²⁵⁾同様に、ケネディが作成したテイラー

の派遣命令書においても、米軍の派遣や南ベトナム軍の強化などに触れた箇所は全て削除されている。代わってケネディは、「問題の軍事的側面は、南ベトナムにおいて特に重要であるけれども、その政治的、社会的、経済的要素も同じくらい重要である」と付け加えた。それはテイラーの草案にある軍事への偏重を是正し、「南ベトナム情勢の更なる悪化を避け、そして最終的にその独立への脅威を封じ込め、取り除くため」に軍事に限定されない幅広い勧告を求めたためである。⁽²⁶⁾ この点に注目すれば、テイラーの派遣命令書は、ケネディによって「完全に書き換え」られた。⁽²⁷⁾ それでは、どのような性格の勧告が期待されていたのか。

一九六一年秋の時点で、ケネディ政権はジエムを見限るつもりはなかった。なぜなら「もしベトナム政府の指導力が、軍のクーデターもしくはジエムの死の結果として著しく混乱するならば、政府の反乱鎮圧努力が生み出したどんな勢いも、少なくともしばらくは、恐らく止められてしまうか、覆されてしまうだろう」と予測されたからである。⁽²⁸⁾ したがってケネディ政権に残された選択肢は、既存の政府に引き続き頼ることであった。

だが、ジエムが国内統治に成功しているとは言い難かった。カミングス (Bruce Cummings) は、戦後の米国の対日政策は「日本を、とやかく指図しなくてもやるべきことをきちんとやるように仕向けること」であったと指摘する。⁽²⁹⁾ このことを南ベトナムとの関係に当てはめた場合、ケネディ政権は政権発足当初から失敗続きであった。つまり国内秩序の回復に向けて、ジエムのような指導者に「彼らがすべきであるがたがらないことをさせる」方法を見つけれないままだったのである。⁽³¹⁾ したがってテイラーに期待されていたことは、南ベトナムを共産主義の脅威から防衛するための行動方針はもとより、南ベトナム情勢の改善に「すべきであるがたがらないこと」をジエムに実施させる手立ての提示でもあった。

二 南ベトナム支援策の策定

(一) 限定的パートナーシップ (limited partnership)

テイラー使節団は、一〇月二五日午後ワシントンを出発し、一八日午前サイゴンに到着した。主なメンバーは、コットレル (Sterling J. Cottrell) ベトナム特別作業班長、ロストウ (Walt W. Rostow) 大統領次席特別補佐官、ラズデール (Edward G. Lansdale) 准将などであった。⁽³²⁾ 特に政治分野を担当したのがコットレルであり、「ジエムに促す必要不可欠な改革は何であるのか。どのようなアプローチを使うのか」がコットレルの検討課題の一つであった。⁽³³⁾ 使節団は約一週間の視察後、一月三日午後四時にケネディに面会し、その後テイラーが最終報告書を提出した。⁽³⁴⁾

南ベトナムでは、「ベトコンの軍事的、政治的影響力が、現在広がり続けて」いて、依然としてジエム政府は守勢に立たされていた。⁽³⁵⁾ 事態をすぐにも好転させなければ、「確実に政治的危機をもたらす失望と恐怖の状況を、相対的に小規模なベトコンの軍が作り出すのを許す」ことになる、テイラーはみていた。⁽³⁶⁾

事態を好転させるために使節団が全会一致で提示したのが、「米国の助言から限定的パートナーシップ、ベトナムの人々との実務的な協力関係へ」というコンセプトである。それによると、「あらゆるレベルで、アメリカ人は友人やパートナー」として、「単に言葉だけでなく、行動」で、ベトナムの人々に「どのようにして職務を遂行するかを示す」ことを期待されていた。⁽³⁷⁾

この限定的パートナーシップを支えたものは何か。第一に、「もしアメリカ人がベトナムの人々と協力して重要な問題に取り組む準備をするなら、あらゆる領域で彼らのパフォーマンスを本質的に改善できる」というアメリカ人の能力への信頼である。テイラー使節団は、アメリカ人とベトナムの人々が協力して任務に従事するなら、「ほとんど間違いなく最終的な結果は好ましい」と自信満々であった。第二に、自らの意図への信頼である。米国は植民地支配の再現ではなく、「新国家が独り立ちでき、自立した将来を設計できる」よう支援していると使節団は信じていた。第三に、米国の積極的な行動が求められているという認識である。「ジエム自身―そして国家の運命を心配するすべての人々―がベトナム

での問題で転機を生み出すために、米国の指導と援助に期待を寄せている」と使節団は考えていた。⁽³⁸⁾

そのためテイラー使節団は、南ベトナム内部に深く関与することに疑問を抱くことなく、アメリカ人が「助言の役割を超えて、行政、軍の計画と作戦、諜報、洪水救済の分野」に積極的に関わることを提案した。⁽³⁹⁾

(二) アメリカ人行政官派遣の勧告―ジェムの国内政策を統制する手法として

テイラー使節団はアメリカ人が上記の分野で積極的に行動するために、八つの措置を勧告した。⁽⁴⁰⁾ まず使節団は、限定的パートナードシップを実施するには、M A A Gを「助言集団から戦場での作戦本部に近いもの」に変更することを求めた。⁽⁴¹⁾ 例えば、米軍事顧問を「戦争が実際に戦われている」大隊レベルに配属すること、ジェムの軍の「作戦計画に関与する」ことなどがテイラーに提案され、テイラーはM A A Gの再編と二四〇〇名規模までの拡大を大統領に勧告した。⁽⁴²⁾

また使節団は、デルタの洪水救済を名目に、米戦闘部隊派遣も勧告した。テイラーはそれに伴う不利益に無自覚ではなく、それらをケネディに指摘している。しかしそれでも、南ベトナムへの米戦闘部隊派遣こそ、情勢改善に「必要不可欠な行動」であり、それなしで南ベトナムを共産主義から防衛できるとは思わないと主張した。⁽⁴⁴⁾ 特にテイラーは、「ベトナムの人々の士気を回復する……ために行動する緊急の必要性」があり、この点で「米国が本気であるということの目に見える象徴として、いくらかの米軍を派遣することほど効果的なものは現れそうになかった」と回顧する。⁽⁴⁵⁾

だが、米国が南ベトナムの安全保障に一方的に関与を拡大することに慎重な意見もあった。例えばコットレルは、次のように述べる。「ジェム体制は、首尾よく共産主義者の脅威に対処するよう十分に組織化されていないし、機能していない」。したがってジェム政府が「米国の支援を受けても、成功できるかどうかは分からないので、米国が南ベトナムで共産主義者の打倒に取り返しがかないくらいにコミットすることは誤りであろう」と。⁽⁴⁶⁾ だが逆に言えば、共産主義に効果的に対処できるようジェムの国内統治を再編できれば、ジェムに大規模な支援を提供できるということである。⁽⁴⁷⁾ なぜならジェムこそ、「ベトコンの脅威を打ち負かすための最善の希望」であったからである。先述のように、使節団はアメリカ人の任務遂行能力を信頼していた。したがってそれが南ベトナムで全面的に発揮できるようになれば、ジェムの

統治は効率的になるはずであった。ゆえに問題は、南ベトナムの国内統治においてアメリカ人の能力を十分に発揮できるようにするには、どうすればよいのかということであった。この文脈で注目に値するのが、「米政府はジェム大統領と協議して決められた形式と人数で、南ベトナムの政府機構に送り込むための行政官を提供する準備をする」という米行政官派遣である⁽⁴⁸⁾。

米行政官派遣には、二つの目的がある。一つは、有能なベトナム行政官の欠如を米行政官で補うためであった。なぜなら、ジェムが「物事を成し遂げることのできる一流の行政官の欠如」に不満を表していたからである⁽⁴⁹⁾。南ベトナム政府の側に有能な行政官が見当たらない、または存在していても、まるで「操り人形のように」職務を遂行しているだけである。ランズデールはこのように述べ、米国の努力が成功してこなかった原因を南ベトナムの側に求めた。そこでランズデールは、一〇月二三日、彼らに「いくらかの活気」を与えるために、アメリカ人をジェム政府内、特に「決定的な行政上の行動が必要とされる」ところに配置するようテイラーに提案した⁽⁵⁰⁾。

もう一つは、ジェムのような指導者に「彼らがすべきであるがしたがらないことをさせる」ためであった。コットレル曰く、ジェムは「執務室から全てのことを支配する」統治形態を根本的に変更することに応じないのだから、「トップダウンでベトナム政府を改革する試みに、我々はこれまで成功してこなかった」。だから米国の努力は、「ボトムアップで進めるべき」であると。これは、国内統治を改善しようジェムを説得し、その実施をジェムに任せるとはなく、派遣された米行政官が南ベトナムの行政官との「実務的な提携をあらゆる水準で進め」て、ジェムを指導者として維持したまま、その「行政手法に事実上の変更を引き起こす」試みであった⁽⁵¹⁾。

そのために、どのようなアメリカ人をどこに配置するのか。国務省政策企画委員会の一員で、使節団に参加していたジョーデン (William J. Jordan) は、アメリカ人が求められている背景を次のようにまとめる。南ベトナムでは、「政治や行政の分野での変化を求める圧力が、爆発寸前」である。ベトナムの人々は、「この種の変化が平和的に、また米国の後押しを受けて表れてほしい」と望んでいる。それどころか、変化は「米政府によって求められる場合に限り、平和的に生じることができると多くの人々が信じていた」と⁽⁵²⁾。すなわち変化への要求が暴発するのを防ぐ上で、アメリカ人

が欠かせないというわけである。そこでジョーデンは、「政策決定の主要な責任を担うために国家治安評議会(National Emergency Council, NEC)」の創設をジエムに促し、「米顧問が、大統領府やNECを含めた主要なベトナムの政府機関と連携するために選抜されるべき」であるとテイラーに報告した。⁽⁵³⁾

派遣するアメリカ人の候補者名が挙がったのは、テイラー使節団の視察が終わる直前、しかもジエムからであった。テイラーは二三日のジエムらとの協議で、米戦闘部隊派遣などへのジエムの反応を探っているが、米行政官派遣を提起していない、二三日にランズデールがそれをテイラーに提案していたにもかかわらずである。そして二五日に、ジエムは自らに最も近いアメリカ人の一人であるランズデールの派遣を望むと表明した。⁽⁵⁴⁾ コットレルは、「ジエムを『改心させる』」ために「我々が利用できる強みはどれでも使うべき」であると主張した。ロストウはジエムの心を入れ替えさせることに「悲観的」であったが、ランズデールに希望を託した。またベトナム政府高官からも、ジエムが助言を聞き入れるのは米大使ではなくランズデールであると伝えられていた。そこで使節団はジエムの要求をケネディに伝え、「主要な省庁に配置する限られた数の一我々にだけでなく、ジエムにも受け入れられるアメリカ人」の派遣を提案した。⁽⁵⁵⁾

以上のような経緯で、テイラー使節団は米行政官派遣を大統領に勧告したわけであるが、使節団内でこの問題が十分に議論されたとは言いがたい。特に、米戦闘部隊派遣について、テイラーはそれに伴う不利益を指摘した上で、その利点を主張したのとは対照的である。ランズデールは、南ベトナム政府への米行政官派遣は、「ジエムの協力を得てのみ可能」と述べ、その実施にジエムの同意が不可欠であることを認識していた。だが、これまでに米国からの再三再四の内統治の改善要求を突っぱねてきたジエムが、果たして内政介入や主権侵害と映りかねない提案を受け入れるのか、またどのようにしてジエムの同意を得るのかを使節団は検討していない。ランズデールは、アメリカ人の存在が政情の安定化とジエム自身の決定の効率化をもたらすという理由から、ジエムがこれに「魅力を感じるかもしれない」と指摘するだけであった。⁽⁵⁶⁾ 使節団は、「ジエムの行政手法を改めさせる」には、米国は頼りがいあり、「ジエムの政治的立場を侵害しない」ということをジエムが納得するまでは困難であると認めている。だが同時に、これが「この段階で進むべき正しい道であると確信している」と表明し、自らの手法の正しさを信じ、どのようにしてジエムを納得させるのかを示

していない。⁽⁵⁷⁾

さらには、ランズデールを派遣するのが最良なのだろうか。この年の春、南ベトナム大使としてランズデールを派遣することが構想されたが、国務省と国防総省の反対で実現しなかった。ランズデールがジェムに親しいために、「ミイラ取りがミイラになりかねない」からである。⁽⁵⁸⁾ にもかかわらず、使節団はジェムの要求をそのまま大統領に伝えた。ジェムの希望を国務省に報告する電報の欄外には、誰が書いたのか不明であるが、「ノーノーノー！」と書かれていた。⁽⁵⁹⁾ このような反対論を説得する材料を、使節団は提示していない。こうして使節団は、米行政官派遣を勧告するにあたり検討が必要な問題を十分に分析することなく、ケネディに提出したのである。

(三) ジェムとの交渉に向けて

ラスク (Dean Rusk) 国務長官は、ベトナムに米戦闘部隊を派遣することに反対ではなかった。だが「勝ち目のない馬に米国の威信をさらに大幅にコミットメントさせるのに気が進まない」ために、「ジェムが支援に値するもの」を示すことができるのかに特に注意を払うよう国務省に求めた。⁽⁶⁰⁾

一月四日、国務省は、もし米国がテイラー使節団の勧告に沿って「大幅な追加支援を行うことを決定するならば、政府を改め、その基盤を拡大するよう、どの程度ジェムを誘導できると思うか」をノルディングに尋ねた。具体的には、ジェムが関わってきたこと全てをNECを通じて実践すること、南ベトナム副大統領がこの組織を指導すること、そしてこの組織の決定に参加するアメリカ人を任命することなどが可能なかであった。⁽⁶¹⁾ 国務省はジェムに集中した権限をNECに委譲し、その決定にアメリカ人を関与させることで、ジェムの国内統治の効率を高め、「勝ち目のない馬」へのコミットメントの拡大にならないよう模索していた。

だが大使の回答は否定的であった。ジェムにNECを利用した統治を行うよう説得できるのは、ジェムの弟ニユー (Ngo Dinh Nhu) がそれを指導する場合に限る。NECにアメリカ人を送り込むことは、「南ベトナム政府を米国に売り渡す行為」とみなされ、ジェムを納得させられない。⁽⁶²⁾ 大使からすれば、ジェムから権力を奪うようなやり方では、ジェ

ムの行動を引き出すなど不可能であった。

しかしノルディングは完全にお手上げではなかった。六日、大使は南ベトナム政府の編成でミラクルが起こると思われないとしつつも、「現在の緊急事態の重圧の下で、ジェムはまるで我々がベトナム政府の計画とその実施にますます深く関わるのを許す用意があるかのように話している」ので、「確実にこの機会を最大限利用すべき」と訴えた⁽⁶³⁾。そこで大使が目をつけたのは米戦闘部隊であった。ジェムをはじめ多くの人々は、米国の決意の証拠としてそれを待ち望んでいる。だからその投入によって、米国は「皆が必要ということ」で一致している改革や改良を生じさせるための「熟考の機会」を手に行けると、ノルディングは考えていた⁽⁶⁴⁾。

このように国務省は、米戦闘部隊派遣という選択肢を排除していなかった。もちろん、ラスクはまず「ジェムの側の一〇〇パーセントの努力」を求めていたのに対し、ノルディングはジェムの行動を引き出す誘因として、米戦闘部隊投入を考えていた。しかし最終的にラスクも、米戦闘部隊派遣をジェムに国内統治上の改善措置を促す誘因として位置づけるようになる。このことは、一日にラスクとマクナマラ (Robert S. McNamara) 国防長官が共同で大統領に提出する覚書とその草案から確認できる。

A・ジョーンソン (U. Alexis Johnson) 政治担当国務次官補代理が作成した一月七日の草案は、米戦闘部隊派遣以外のテイラーの勧告に「早急に着手すること」を求めた。だが、「大規模な米戦闘部隊のコミットメントなしに、南ベトナム情勢においていくらかの安定を達成するという一縷の望みは、我々がベトナム政府の統治と軍の構造を迅速に改造することにありかねない(傍点は筆者)」という程度であった⁽⁶⁵⁾。翌日、この草案を膨らませる形で別の草案が作成された。新しい草案は、米戦闘部隊投入なしに南ベトナムの共産化を阻止できるなら「好ましい」けれども、「そのような希望に政策を依拠することはできない」と明言した⁽⁶⁷⁾。さらに言えば、国務・国防総省は、「相当の規模での米軍の投入に及ばないどんな方法によって」も、南ベトナムの共産化を阻止する見込みは「ない、おそらく著しく不利」ということで一致していた⁽⁶⁸⁾。

一日、国務・国防長官から大統領に共同覚書が提出された。それは、「ベトナム政府を支援」するために「早急に着

手する」行動として、南ベトナム軍の強化やM A Gの再編・拡充とともに、「両国政府によって合意された様式と人数で、南ベトナム政府機構に送り込むための行政官と顧問を提供する」という米行政官派遣を勧告した。ただし米国が南ベトナム政府への支援を拡大するには、「ベトナム政府が彼らの側で自らのリソースの効果的で全面的な動員を実施する準備をするなら」であった。しかし南ベトナム政府はゲリラの活動に脅かされていた。そこで、南ベトナムの側が「主要な任務を果たすために、彼らの士気を高めるもの」という観点から、米戦闘部隊の必要性が持ち出された。⁶⁹それを投入することで、「ジェムが心強く感じ、効率を改善するために必要な措置を講じる」ことが期待されたわけである。たえ「それは起こりそうにない！」と疑われていてもある。⁷⁰

同じ頃、大統領は政権高官への質問を用意していた。大統領は「本能的に、米軍の派遣に反対」であり、ジェムが「米国の支援増大への手付金」として、政府の基盤を拡大することを希望していた。そこでケネディは問う。テイラーの勧告は米戦闘部隊派遣を「含まなくても、効果的であるのか」。ジェムの行動を引き出す誘因として期待される米戦闘部隊を派遣しないなら、どの程度、新たな米国の支援を「我々が提案している改革措置のジェムの側での事前実施しだい」にするのか、等々。⁷¹

一日と一五日の国家安全保障会議は、ケネディの質問に十分な回答を与えてはいない。共同覚書で「早急に着手する」行動として勧告された措置が、米戦闘部隊なしで効果的であるのかは全く議論されていない。大統領特別補佐官シュレンジャー (Arthur M. Schlesinger, Jr.) は、ケネディは「米顧問を注入することで、体制を強固にするというアイデアに魅了されていた」と回顧する。それどころか政権全体が、「単にアメリカ人を送り込めば……『勝利に必要な気力と方法』を、南ベトナムの人々にもたらすだろうと想定」していた。⁷²そのためアメリカ人を南ベトナムに送り込むことが議論の対象となるはずもなかった。結果として、一日に大統領が米行政官派遣などを「承認する用意がある」と述べたことが、事実上の承認となった。⁷³ただしケネディは、米戦闘部隊が「信頼を回復し、士気を維持するために必要」であるとしても、その派遣に反対であった。⁷⁴だが政権高官は、そうではなかった。そのため二つの会議は、米戦闘部隊派遣に関する問題に集中することになった。⁷⁵

ジエムの行動を促す誘因として期待されていた米戦闘部隊を派遣しないとすると、どのようにしてジエムの行動を引き出すのか。ケネディが、「いかにして我々は、ジエム政府を人々から受け入れられるようにすることができると尋ねたところ、返ってきた答えはデルタの洪水の利用というものであった。⁽⁷⁶⁾だがこれは、ジエムの目の前に国民を引きつける絶好の機会があるということではない。ジエムにこの機を利用して行動するよう、どのようにして促すのか。このときの会議の参加者は誰も答えていない。

このように数々な問題が議論されないまま、米行政官派遣はM A A Gの再編・拡充、南ベトナム軍の強化などと併せて南ベトナム支援策として、一五日の国家安全保障会議後、サイゴン大使館に伝達された。⁽⁷⁷⁾さらにケネディ政権は、「助言を与えることができるだけの現在の関係よりも、より親密な関係を構想」し、「政治、経済、軍事の領域において、これらが安全保障情勢に影響を与えるとき、政策決定過程を共有することを期待する（傍点は筆者）」と表明した。⁽⁷⁸⁾こうしてケネディ政権は、ジエムの国内政策に参画する意図をはっきりと示し、南ベトナム支援策をめぐるジエムとの交渉に向かうことになった。

三 国内政策の統制とベトナムへの軍事的関与の拡大

(一) ジエムとの交渉

一月一七日、ノルティングは南ベトナム支援策や政策決定過程の共有への期待をジエムに伝え、「真に実質的で意味のあると認められる行政、政治、社会分野でのベトナム政府の行動案を考え出すこと」を要求した。⁽⁷⁹⁾だがジエムにとっては、自らが求めた米戦闘部隊が派遣されないために、米国の要求の度合いが相対的に高まっただけであり、屈辱でしかなかった。⁽⁸⁰⁾

ジエム曰く、米国の提案は「ベトナム政府の責任の問題に関わっている」と。しかもテイラーが南ベトナム訪問中、米戦闘部隊派遣をジエムと協議したにもかかわらず、それを今になって取り消したことで、米政権は「わずかな追加支

援と引き換えに、主権の領域でベトナム政府に重大な譲歩を求めている」と、ジェムは感じていた。⁽⁸¹⁾二〇日にトゥアン(Nguyen Dinh Thuan) 国務相も、「米国の提案をおおっぴらに受け入れること」は、「米国の圧力による、広い範囲での統治の再編と国民に映」り、ナシヨナリストとしてのジェムの立場を著しく弱めてしまうと訴えた。⁽⁸²⁾

ノルディングは、ジェムが南ベトナムの主権を持ち出して反発するとは思っていなかったが、だからといってジェムとの交渉を悲観してはいなかった。大使は「私が期待していた以上に、ジェムは我々の提案をきちんと受け取った」と国務省に報告し、トゥアンとの協議も米国の提案を明確に伝える機会になったと考えていた。ノルディングは言う。米国からの支援増加には、「相当規模の新たな米国の努力、マンパワー、リソース、威信」が付随する。したがって米国は、「ベトナム政府の側のパフォーマンスを改善するための仕組み」を必要としているのであって、「南ベトナムを米国の『保護国』にしたいとは一切思っていない」と。このようにトゥアンに伝えた後、大使は「ジェムを問い詰めているように見られたくない」ために、ジェムからの回答を数日待つよう国務省に求めた。⁽⁸⁴⁾

だがサイゴンでは、ニューの命令を受けたマスコミが反米論調を展開し始めた。例えば THOI BAO は、「ベトナムは資本主義的帝国主義の実験のモルモットではない」という見出しで、米国が内政介入の条件を援助に付していると報じ、これを主権侵害として批判した。⁽⁸⁵⁾マスコミの反応は、主権を制限する援助への「理性的なベトナムの人々の反感の激しさ」を表していると、ジェムは言い張った。⁽⁸⁶⁾

二七日、南ベトナムに関する協議がホワイト・ハウスで開催された。ようやく、政策決定過程の共有への期待がジェムを不安にさせている、またジェムは米国が植民地支配の再現を狙っていると疑っているといった点が指摘された。しかしそれ以上の議論は生じなかった。ケネディが「我々の計画は筋が通っているのか」と尋ねると、ランズデールは「もちろんです。しかし解消されるべき誤解を生む余地があります」と返答し、事態打開の糸口はジェムの誤解の解消と、それを生み出す曖昧さの除去に求められた。⁽⁸⁷⁾米国は「共産主義者の膨張主義から南ベトナムの人々を救うための無欲の戦い」に従事している、そう広く信じられていたために、自らの意図を省みることはなされなかった。⁽⁸⁸⁾

この協議の直後、米国の提案への「ジェムの明らかな誤解を正す」ことが大使に命じられた。一五日に政策決定過程

の共有への期待が大使に伝えられたとき、それが何を意味するのかは具体的ではなかった。にもかかわらずノルティングは、ジェムにそれを伝えていた。そこで今回の指示では、政策決定過程の共有への期待は、「安全保障情勢に直接関連する作戦において、一方の当事者が最大限の、また率直な事前の協議なしに、もう一方の当事者に影響を与える決定もしくは行動を取らないくらいに、パートナーシップが親密である」と定義された。つまり文字通りの意味としてはなく、両国の協力関係の緊密化に置き換えることで、ジェムを懐柔しようとしたのである。⁽⁸⁹⁾

米行政官派遣については、従来の立場が繰り返された。その実施は「両国政府が合意してのみ」可能であると。この点を改めて強調することで、南ベトナム政府を「ジェムの意に反してアメリカ人で一杯にする、または『ジェムの政府を乗っ取る』つもりはない」とジェムに言い聞かせようとした。⁽⁹⁰⁾

だがラスクは、次のようにも述べる。ジェムが米行政官派遣を政策決定過程の共有と結びつけ、それを「実際に我々の意図している以上に、米政府がより多くを管理しようとする意図の表れ（傍点は筆者）」とみなしていると。つまり、米行政官派遣を両国の合意に基づいて実施するにしても、ケネディ政権にはジェムの国内政策を管理する意図があったのである。さらに言えば、「米国の援助の増大には、米国の威信をさらに賭けるといふ含意が不可避的に付随し、これにはベトナム政府の問題への米国の発言力の強化を伴っても差し支えないということ」をジェムが認めることが重要⁽⁹²⁾であった。この論理に従えば、過剰に反応するジェムが間違っていることになる。ゆえに問題はジェムの誤解であり、それを解くのが大使の任務となる。

同じ頃、サイゴンでは新たな展開が起こり始めていた。二七日にニューが、マスコミによる米政府批判は適切ではないと述べたことで、マスコミの反米論調は弱まり出し、三〇日には援助の条件や資本主義的帝国主義への言及はなくなっていた。⁽⁹³⁾そのため大使は、ジェムは「我々の提案した方針通りのものを考え出そうとしている」と判断し、ジェムを急き立てないことを國務省に要求した。⁽⁹⁴⁾

一二月一日、ノルティングはジェムと協議を行った。交渉の雰囲気はかなり改善した。また米政権の提案への南ベトナム政府の回答を、翌日にトゥアンと大使と一緒に書面で準備することにもなった。だがジェムは、「政府への米国の影

響力は、もし公然と知れ渡るなら都合が悪い」という姿勢を崩していなかった。⁽⁹⁵⁾

(二) ジェムの条件でのアメリカ人行政官派遣—南ベトナムの「主権国家」としての外観への配慮

米行政官派遣を含め南ベトナム支援策は、二月四日に両国間で合意された。⁽⁹⁶⁾すなわち、それを妨げてきたジェムの姿勢が数日の内に逆転したということである。二月二日にノルティングとトゥアンの間で予定されていた作業は、トゥアンの病気のために中止になった。翌日、トゥアンの自宅で行われた協議は、「ジェムの立場をある程度明らかに」するものであった。大使はそれを文面にしてすぐにでもワシントンに報告したかったので、三日のうちにジェムとの協議に臨んだ。⁽⁹⁷⁾

ジェムは自らの政府の世間一般のイメージに関して、「国民に保護を提供する政府の能力」こそ、国民の支持を得るカギであると述べ、治安維持を最優先にする姿勢を堅持していた。⁽⁹⁸⁾

政府の効率化の問題では、いくらかの進展が見られた。例えば、ジェムは「戦時内閣」として「国家治安評議会(National Internal Security Council)を再活性化することに同意」し、また各省に設置する省評議会(Provincial Council)を「政党や職業に関係なく、『最も活発な反共愛国者』で構成すると述べた。⁽⁹⁹⁾

だが米行政官派遣の問題では、ジェムは「素つ気無い」態度を見せた。やはりジェムには、「自らの民族革命を行うのに、アメリカ人に助けを求めなければならぬことを公に認める余裕はなかった」。相変わらずのジェムの姿勢に直面し、ノルティングはこれまでにない対応を見せた。大使が「大統領閣下、何かご提案はありますか」と、初めてこの問題でジェムに意見を求めたのである。ジェムにとつて、これは米行政官派遣に自らの条件を付け加える絶好の機会であった。ジェムはこの機を逃さず、「特定のアメリカ人が、選・択と要・請に基づいて、我が政府を強化するのを手助けできることを認める(傍点は筆者)」と返答した。ノルティングは、合意以外の条件が付されているにもかかわらず、ジェムの逆提案は「まさに我々の考えていたこと」と述べた。⁽¹⁰⁰⁾その後、ジェムが承認した覚書には、「米顧問は、軍組織をはじめ、特定のベトナム政府の行政機関に受け入れられる。ただしベトナム政府の要請を必要とする。双方の承諾とケース・バイ・

ケ・ス・ド……この合意を実施することが必要（傍点は筆者）」と明記され、これをワシントンも了承した。^(四)

要するにジエムは自らの条件が認められてはじめて、米行政官派遣に同意できたのである。このことは、ジエムの国内政策を統制するために米行政官を派遣しようとしたケネディ政権にとって何を意味するのか。ジエムが米行政官派遣のイニシアチブを握ったことで、自らの権力や統治手法を脅かす米行政官を求める、ましてや受け入れる可能性はほぼ消滅した。なぜなら権力を独占してきた指導者は、それを緩和することですべてを失うのではないかと不安になるからである。^(五) 事実、ジエムが望んだのは、自らを擁護するランズデールであった。またランズデールの派遣の可能性がなくなつてからは、翌年一月になつても、ジエムは「ベトナム政府の文民機関に配属する」米行政官の派遣を要請していない。テイラーも、南ベトナム政府省庁に米行政官を送り込む機会は決して生まれなかつたと回顧する。^(六) なぜケネディ政権はジエムの条件での米行政官派遣を認めたのか。以下では、二つのことを指摘したい。

一つは、ジエムの反共ナシヨナリストとしての立場と関連する。反共ナシヨナリストは、一方で米国への協力を拒めば共産主義者呼ばわりされ、他方で協力すれば米国の操り人形とみなされる立場にあつた。またジエムは、南ベトナムの生存が米国からの支援に依存していることを十分に理解していて、共産主義者が「米顧問をネオコロニアリズムの証拠として指摘できることに苛立つて」いた。だからこそジエムは、「主権国家としての南ベトナムのイメージ」を守ること、また自らが「誰の操り人形でもない」ことを示す必要があつた。同時にジエムは、米国が自分が必要としていると確信していた。ゆえにジエムは、「米国の指図を無視する、もしくはそれに食つてかかる」^(七)ことで、「自分たちの独立性」、つまり米国との提携が米国への従属ではないことを示そうとした。

米政権の側は、南ベトナムの主権を共産主義から守るべきものとみなすことができたとしても、米行政官派遣をその守るべき主権との関係で考える、またそれを受け入れる側の視点から捉えるという発想に乏しかった。そうであるからこそ、ケネディ政権はジエムの反発の原因を米国の意図が正しく伝わっていないことに求め、その克服に力を注ぐことになつたのである。

だがこの説得は功を奏さなかつた。ジエムが南ベトナムの主権を強烈に主張したことで、譲歩したのは米政権であつ

たからである。ノルティングは、「米国がベトナム政府の政策を支配しているという外観さえ……ジエム政府を弱め、ベトナムに利するであろうという事でジエムに同意」した、そしてケネディらもこれを受け入れていたと回顧する¹⁰⁶。つまりジエムが南ベトナムの主権を持ち出して反発を続けたことで、南ベトナムを「乗っ取った」とか、「ビック・パートナー」という関係を強調するいかなる外観も、注意深く避けなければならない」という配慮が働くことになった。さもなければ、米国はフランスの役割を引き継いでいるとか、南ベトナム政府は「米国の操り人形体制」であるという共産主義者の批判に根拠を与え、ジエムの立場を危うくしてしまうからである¹⁰⁷。

以上のように、第一にジエムが米国の提案した米行政官派遣に反発し続け、自らの条件を表明する機会を得たときにはそれを利用して逆提案し、米国がこの逆提案を受け入れるという交渉過程、第二にジエムの条件での米行政官派遣で両国が一致したことは、「主権国家」としての南ベトナムの外観やジエムのナシヨナリストとしての体面を守るためのものであったといえる。しかしその代償として、ケネディ政権はジエムの国内政策に事実上の変更を加える手段として、米行政官を利用することがほとんどできなくなった。派遣までの条件が増えただけでなく、ジエムがその実施の決定権を握ったからである。南ベトナムを「対等なパートナー」として取り繕おうとしたために、かえって米国は「自由に立ち回ることを著しく制約」されることになった¹⁰⁸。

(三) ジエムの条件でのアメリカ人行政官派遣—軍事的支援の早急な実施

米行政官派遣は単独の提案ではなく、M A A Gの再編・拡充や南ベトナム軍の強化といった軍事的支援とともにパッケージ化されて、ジエムに提起された。そうであるなら、同国支援策の軍事的側面にも注目して、米政権がジエムの条件での米行政官派遣を受け入れた背景を探る必要がある。

一〇月一八日、フェルト (Harry D. Felt) 太平洋軍司令官は、米戦闘部隊派遣以外で「即座に講じられるべき」軍事行動をいくつか勧告している。そのうちの航空支援に関する活動で一〇月三十一日の時点で「実施措置が開始され」ていなかったのが、ヘリコプター二個中隊 (四〇機のH-12)、四機のH-13)の展開であった。統合参謀本部によると、

「緊急に必要とされていること」は南ベトナム軍の機動力の強化であった。そこでレムニッツァー (Lyman L. Lemnitz) 統合参謀本部議長は、同二個中隊のベトナムへの派遣が「一月一日頃に出発する空母によって実施できる」ようマクナマラに勧告した。⁽¹⁰⁾

テイラーは、ジェムがヘリコプターの必要性を持ち出したとき、「アメリカ人によって操縦され、米司令官の下で米軍部隊を構成し、ベトナム軍司令部と協力するヘリコプター」を派遣することを思い描いていると伝えた。⁽¹⁰⁾ そしてテイラーは、南ベトナム軍が「機動性に富んだ攻撃的作戦」を遂行できるよう、「より多くのヘリコプターと軽飛行機を提供」することをケネディに勧告した。⁽¹⁰⁾

ヘリコプターや軽飛行機の派遣は、米行政官派遣などとともに、南ベトナム支援策として、一月一日にノルティングに伝えられた。そして一週間後の二二日、空母コアがヘリコプター二個中隊(四〇機のH-121、四機のH-13、一五機のプロペラ機T-28、約四三〇名の軍事要員)を乗せ、サンフランシスコを出発、サイゴンには二月八日到着予定であった。⁽¹⁰⁾ ジェムの立場が政治的にはつきりしないこと、またジェムが政府を効率的に運営するのかわという疑いが、米戦闘部隊の派遣以外の「可能な行動全てにおいて……我々が全力で進むのを妨げてはいけない」とマクナマラは主張した。ゆえに米政権は、ジェムは「米国の計画に『後ほど公式に同意する』だろう」と想定し、軍事的支援に乗り出したのである。⁽¹⁰⁾

だがケネディ政権は、これを一方的に進めることはできなかった。政府間の合意以前にヘリコプターがサイゴンに到着すれば、ジェムと交渉にあたってはノルティングの立場を弱めてしまうからである。⁽¹⁰⁾ そして何よりも、北ベトナムがジュネーブ協定を破って、南ベトナムを「侵略」している、南ベトナムは自国の防衛のために米国に救援を要請している、これを受けて米国は支援を強化するという「建前」を維持するためであった。⁽¹⁰⁾ 南ベトナム支援策での合意以前にヘリコプターが南ベトナムに到着すれば、この「建前」は成立しない。ゆえにラスクは、コアが直接サイゴンに向かうのかどうかは、ジェムとの交渉の結果を踏まえてであるとノルティングに伝達していた。⁽¹⁰⁾

サイゴンに到着したヘリコプターが、「戦闘支援活動」⁽¹⁰⁾に素早く従事しようとするなら、米政権はジェムとの間で南ベ

トナム支援策について早急に合意しなければならぬ。逆に言えば、それを妨げている問題でケネディ政権が自らの立場を保持すればするほど、ジエムの同意を得る日がますます遠のくということになる。したがってケネディ政権が南ベトナムへの軍事的支援の強化を急ごうとするなら、ジエムが反発する米行政官派遣の問題でジエムの条件を飲み、両国が同支援策で合意するしかなかった。米軍のヘリコプターがベトナムに向かっている、また一月中旬、輸送や航空写真撮影のための「航空戦力を派遣する予定がジエムに伝えられ」ていた⁽¹⁸⁾中では、「承認済みの軍事計画の勢いが効果的な交渉を妨げ」たのであった。

両国が南ベトナム支援策で合意した日の翌日、二月五日、コアはホノルルを出発し、一日にサイゴンに到着した。ヘリコプター二個中隊は、二月二五日と翌年一月五日に運用予定であった（実際には、二月二三日に「戦闘支援活動」を開始している）。さらに別のヘリコプター部隊も、南ベトナムに向かっていた。そして次の二ヵ月間に、一二〇機のヘリコプターがベトナムに展開されることになる⁽¹⁹⁾。

ヘリコプターに代表される新兵器が次々と南ベトナムに投入されることで、一方の解放戦線は「大きな痛手」を被ることになり、「ケネディの『特殊戦争』」に應じるべく、「新たな戦術と戦略的思考」を模索することになった。他方のジェム政府はこれまでにない機動力を手にし、南ベトナム軍は共産主義ゲリラがヘリコプターへの対抗策を導き出すまでの間、攻勢に出て、時に戦闘の主導権を奪うこともあった⁽²⁰⁾。

こうしたなかで、今度はジエムとの軍事的協力を深めることで、ジエムの行動を引き出せるという期待が表明された。マクナマラは言う。ジエムは「我々が手にしている唯一の人物」であり、そのジエムは治安維持を優先させている。そして米軍にとっての唯一の制約は、米戦闘部隊を派遣できないことだけである。であるなら、それ以外での「軍事的な特効薬」に集中すれば、「ジエムに協力してもらうことができる」と。ノルディングは、ジエムが早急に約束を果たすとも、また成立した合意を放っておいても成果が生まれるとも思えないので、この「特効薬アプローチ」に賛成であった⁽²¹⁾。

このように軍事的支援のギアを上げることで軍部と文民は一致していたが、軍事援助司令部 (Military Assistance Command, Vietnam, MACV) を設置することには、大使だけでなくM A G 団長も反対であった。レムニッツァーに

よると、新司令部の設置は、米国が支援を強化し、「ジエムがわれわれの助言と提案にますます注意を払うのを期待する」新たな時代に両国が到達していることを「ジエムに印象付ける」ためであった。⁽¹²⁾

マクガーはこの説明に納得できなかった。国防長官は、ジエムの改心など期待できなと言っていた。にもかかわらず、「ジエムが単に約束だけでなく、行動で協力するよう」に、「手助けしたいという米国の希望をジエムにさらに印象付ける手段」として司令部を設置しようとするのは矛盾してはいないか。確かに南ベトナムを救おうとするなら、「行動ではつきりと示された真の協力」をジエムから得る必要がある。しかしそのためにジエムとの交渉で妥協してはならなかった。なぜなら「主権侵害の批判を恐れ」ていては、ジエムから「真の協力は得られそうにない」からである。だがケネディ政権は、南ベトナムへの軍事的支援を早急に実行するためとはいえ、米行政官派遣でジエムの条件を受け入れてしまった。そのため一方の米国は、両国が「共有する政策決定といういかなる外観」さえ得ることに失敗し、他方のジエムは、米国の提案への「事実上の拒否権」を手にしたのである。⁽¹³⁾

ノルティングは、治安情勢の改善には「より効果的な軍事的措置が最優先」であるが、「三〇〇〇〜四〇〇〇名の追加の米軍事要員の派遣に対応するために、米国側の組織構造を根本的に変えるべきではないし、変える必要もない」として、新司令部の設置に反論した。第一に、任務と権限を大使と司令官で二分することで、ジエムが「両者を競わせて漁夫の利を得よう」とするのではないか。それを防ぐには、ジエムに対して「声をそろえて発言する」必要性があった。

第二に、新司令部の設置が、「民生活動と比べて軍事的措置を重視しすぎる」ジエムの考え方をさらに助長し、「南ベトナムの人々の忠誠を得るのに必要なその他の措置をおろそか」にさせてしまうのではないか。なぜならゲリラの鎮圧には、軍事だけでなく、「経済、心理、政治、社会の面での行動」が必要であったからである。⁽¹⁴⁾

このように米政権は、南ベトナムへの軍事的支援を強化することで、ジエムの協力を引き出そうとするも、どの程度またどのようにしてそれを行うのが最適なのかについて、意見がまとまっていたわけではない。だが翌年二月、陸軍一四一人、海軍三六人、海兵隊一二人、空軍五四人の二一六人体制でMACVが設立され、米国は直接の軍事介入へと着実に進んでいくことになる。⁽¹⁵⁾

おわりに

本稿は、米行政官派遣の試みを材料にして、米国がどのような関係を南ベトナムとの間で確立しようとしていたのか、また同時期に進められていたベトナムへの軍事的コミットメントの拡大は、この試みにどのような影響を与えたのかを考察した。分析の結果、次のことを指摘したい。

第一に、ケネディ政権は一九六一年秋から冬にかけて、米行政官を派遣することで、ジエムの国内政策を米国の統制下に置こうとした。九月末までに、南ベトナム情勢が悪化し、ジエムの国内統治を全面的に信頼することができないということが判明する。かといって、ベトナムでジエム以外の協力者を見出せない米国にとって、ジエムを見限るという選択肢はありえなかった。そうであるなら、ジエムを指導者として維持したまま、その統治を米政権の目の行き届く形で実践させる必要があった。米行政官派遣とは、派遣された米行政官が現地の行政官と協力して統治の実務を担い、ジエムを指導者として維持しつつも、その国内統治に事実上の変更を加える措置であった。

第二に、この試みの結果はというと、事実上の失敗であった。確かに米行政官派遣は、両国が合意した南ベトナム支援策の一項目である。しかしそこには、南ベトナム政府の要請と選択的实施という、ジエムの提示した条件が組み込まれていた。この二つの但し書きこそ、ジエムの国内政策に事実上の変更を加え、それを米国の管理下に置くという目的で米行政官を派遣することをほとんど不可能にした。

第三に、なぜケネディ政権は、ジエムの条件での米行政官派遣を受け入れたのか。一つには、「主権国家」としての南ベトナムの外観への配慮のためである。共産主義者の批判に正当性を与えないためにも、ケネディ政権としても米国が南ベトナムを乗っ取ったと人々に映ることは避けなければならなかった。ただし、そのような配慮は、ジエムが南ベトナムの主権を持ち出して反発を続けたことを受けてからのことであったが。

もう一つには、南ベトナムへの軍事的支援の強化が、南ベトナムからの要請を受けて実施するという建前の上に成り立っていたからである。したがってそれを遅滞なく実行しようとするなら、両国が南ベトナム支援策で早急に合意しな

なければならない。言い換えれば、それを妨げている米行政官派遣の問題で、米政権はジエムの条件を聞き入れざるを得なかったのである。

第四に、南ベトナムを軍事的に強化することにより出すと、今度はこれをテコにしてジエムの協力を引き出すことができるという期待が表明された。だが軍事的支援のギアを上げるにしても、どのようにして、またどの程度かをめぐって、米政権内の意見が完全に一致していたわけではなかった。

以上のことから、一九六一年の秋から冬にかけて、ケネディ政権は南ベトナムに米行政官を送り込み、ジエムの国内政策に統制を課そうとするも、南ベトナムの「主権国家」としての外観への配慮と南ベトナムへの軍事的支援の早急な実施のために、ジエムの条件での米行政官派遣を受け入れざるを得ず、この手法によるジエムの国内政策の統制は事実上の失敗に終わったと結論付けられる。

最後に、(本稿の分析対象が非常に限られていることを重々承知した上で)冒頭で取り上げたアメリカ帝国論にも配慮しつつ、今後の展開について若干触れたい。

第一に、米行政官派遣によってジエムの国内政策の統制を目指すも、それが事実上の失敗に終わったことを踏まえれば、アメリカ帝国論への反論の一つである、「帝国の『中心』としての支配を貫徹していくだけの力を、アメリカは欠いている」という指摘は、本稿の分析結果からも確認できる。^(註)

第二に、その障害となったのが、米国が支援する指導者ジエムであった。共産主義という共通の敵の存在は、植民地支配を脱した国家にある「大国による新たな支配に対する警戒心や抵抗」を和らげるものではなかった。ジエムは、米国の支援を必要としながらも、その存在がますます大きくなること、あるいは可視的になることへの警戒心から、米行政官派遣を米国の条件で実施することを拒んだといえる。

第三に、ケネディ政権は米行政官派遣によるジエムの国内政策の統制が事実上の失敗に終わると同時に、ジエムの協力が得やすい軍事分野での提携を強化することで、ジエムの対米協力を引き出す方向へ歩みを強めた。つまりケネディ政権は、米国の条件で米行政官派遣ができなくなったことによって、ジエムの国内政策の管理を完全に諦めたわけでは

ない。さらに言えば、米政権が軍事的手段だけに頼って、ジエムの国内政策の統制を引き続き模索したわけでもない。アメリカ人の南ベトナムへの関与は、軍事顧問に象徴される軍事分野だけでなく、南ベトナムの国家建設への全面的な関与とっていくらい、幅広い分野に及んでいた。⁽¹⁸⁾この国家建設への関与を支えた概念枠組みが、「近代化」であった。そして近代化こそ、途上国が「独立をますます要求しているときに、支配的な国家の特権と権利を継続して訴えるための手段」⁽¹⁹⁾であった。そうであるなら、国家建設の名の下での南ベトナムへの関与は、米国の支配を南ベトナム内部に埋め込む実践と捉えることができる。したがって、こうした問題意識から、一九六二年以降のベトナムへの関与の拡大を考えていきたい。

注

- (1) 昨今のアメリカ帝国論、アメリカ帝国主義論については、初瀬龍平「アメリカ帝国主義論の新展開」菅英輝編著『アメリカの戦争と世界秩序』（法政大学出版局、二〇〇八年）。
- (2) 例えは、William A. Williams, *Empire as a Way of Life: An Essay on the Causes and Character of America's Present Predicament along with a Few Thoughts about an Alternative* (with an Introduction by Andrew Bacevich) (New York: Ig Publishing, 2007). 原著は、オックスフォード大学出版局から一九八〇年に出版された。Geir Lundestad, *The American "Empire" and Other Studies of US Foreign Policy in a Comparative Perspective* (Oxford: Oxford University Press, 1990); John L. Gaddis, *We Now Know: Rethinking Cold War History* (New York: Oxford University Press, 1997) など。
- (3) 山本吉宣『「帝国」の国際政治——冷戦後の国際システムとアメリカ』（東信堂、二〇〇六年）二〇六―二七四頁、三七二頁。
- (4) 例えは、Robert Scigliano, *South Vietnam: Nation under Stress* (Boston: Houghton Mifflin, 1963), pp.206-216 など。
- (5) Lawrence E. Grinter, "Bargaining between Saigon and Washington: Dilemmas of Linkage Politics during War." *Orbis*, Vol. 18, No.3 (Fall 1974), pp.839-840.
- (6) 例えは、Roger Hilsman, *To Move a Nation: The Politics of Foreign Policy in the Administration of John F. Kennedy* (New York: Doubleday, 1967), pp.136-137; George W. Ball, *Diplomacy for a Crowded World: An American Foreign Policy* (Boston: Little, Brown, 1976), p.54.

- (7) William A. Williams, *Empire as a Way of Life*, p.14, *idem*, *The Great Evasion: An Essay on the Contemporary Relevance of Karl Marx and on the Wisdom of Admitting the Heretic into the Dialogue about America's Future* (Chicago: Quadrangle Books, 1964), pp.39-40.
- (8) William P. Bundy, "The Path to Viet Nam: Ten Decisions," *Orbis*, Vol.11, No.3 (Fall 1967), pp.655-656.
- (9) Philip E. Catton, *Diem's Final Failure: Prelude to America's War in Vietnam* (Lawrence: University Press of Kansas, 2002), p.82. ショウヘイ米政権の関係については、例として Seth Jacobs, *Cold War Mandarin: Ngo Dinh Diem and the Origins of America's War in Vietnam, 1950-1963* (Lanham: Rowman&Littlefield, 2006) など。文明を近代化する過程のシホンのベトナムは田村チネの著、例として Edward Miller, "The Diplomacy of Personalism: Civilization, Culture, and the Cold War in the Foreign Policy of Ngo Dinh Diem," in Christopher E. Goscha&Christian F. Ostermann (eds.), *Connecting Histories: Decolonization and the Cold War in Southeast Asia, 1945-1962* (Stanford: Stanford University Press, 2009) など。
- (10) 松岡完『一九六一ケネディの戦争—冷戦・ベトナム・東南アジア』(朝日新聞社、一九九九年)、『五六五〜五六九』六二三頁。ケネディ政権のベトナム政策については、例として William J. Rust, *Kennedy in Vietnam* (New York: Scribner, 1985); Lawrence Freedman, *Kennedy's Wars: Berlin, Cuba, Laos, and Vietnam* (New York: Oxford University Press, 2000) など。
- (11) David Kaiser, *American Tragedy: Kennedy, Johnson, and the Origins of the Vietnam War* (Cambridge: Harvard University Press, 2000), p.104. ケネディが「貫つて冷戦の闘争に専ら心をなす主張」のことは、例として Thomas G. Paterson, "Introduction: John F. Kennedy's Quest for Victory and Global Crisis," in *idem* (ed.), *Kennedy's Quest for Victory: American Foreign Policy, 1961-1963* (New York: Oxford University Press, 1989) など。
- (12) John M. Newman, *JFK and Vietnam: Deception, Intrigue, and the Struggle for Power* (New York: Warner Books, 1992), p. 147.
- (13) Michael Charlton&Anthony Moncrieff, *Many Reasons Why: The American Involvement in Vietnam* (London: Scholar Press, 1978), p.71; David Halberstam, *The Best and the Brightest* (20th Anniversary Edition) (New York: Ballantine Books, 1993), p. 130. なお同書からの引用に際しては、ライヴ・ウィッチ・ホールニュースタム(浅野輔記)『ヒストリー・リポート』上 栄光と興奮に憑かれた』(朝日新聞社、一九九九年)、『二七四頁を参照して』。筆者自身が日本語訳を行った; Telegram, Saigon to DOS 70, July 14, 1961, U.S. Department of State [USDOS], *Foreign Relations of the United States, 1961-1963*, Vol.1 (Vietnam 1961) [FRUS] (Washington D.C.: U.S. Government Printing Office [USGPO], 1988), p.218.

- (14) Telegram, Saigon to DOS 414, September 28, 1961, *Vietnam: National Security Files, 1961-1963* [VNSF] [Microfilm] (Frederick: University Publications of America, 1987), reel 2: frame 148 [2: 148].
- (15) Gerard J. DeGroot, *A Noble Cause?: America and the Vietnam War* (Harlow: Longman, 2000), p.74. 解放戦線の結成とこの中で '例えが' Robert K. Brigham, *Guerrilla Diplomacy: The NLF's Foreign Relations and the Viet Nam War* (Ithaca: Cornell University Press, 1999), pp.1-12; 谷川榮彦編著『ベトナム戦争の起源』(勤草書房 一九八四年) 一六一〜一七三頁、小倉貞男『レキエメント ヴェトナム戦争全史』(岩波書店 二〇〇五年) 五六〜一二三頁、福田忠弘『ベトナム北緯一七度線の断層―南北分断と南ベトナムにおける革命運動(一九五四〜六〇)』(成文堂 二〇〇六年) 一七七〜二一九頁など。
- (16) DOS Research Memorandum RFE-1, September 29, 1961, U.S. Department of Defense, *United States-Vietnam Relations, 1945-1967* [USVR], Book II [Bk 11] (Washington, D.C.: USGPO, 1971), pp.259, 271.
- (17) R.B. Smith, *An International History of the Vietnam War: The Struggle for South-East Asia, 1961-65* (New York: St. Martin's Press, 1985), p.38. 米国の対ベトナム政策を共同首相團(北ベトナム)の対応とこの中で '例えが' William J. Duiker, "Hanoi's Response to American Policy, 1961-1965: Crossed Signals?" in Lloyd C. Gardner&Ted Gittinger (eds.), *Vietnam: The Early Decisions* (Austin: University of Texas Press, 1997) 中への北ベトナムの対応とこの中で '例えが' Robert K. Brigham, "Vietnam at the Center: Patterns of Diplomacy and Resistance," in Lloyd C. Gardner&Ted Gittinger (eds.), *International Perspectives on Vietnam* (College Station: Texas A&M University Press, 2000) ; 庄田鍾孝「ベトナム労働党の南部解放政策と中」『国際政治』 卷一三〇号(二〇〇二年五月) 545。
- (18) USVR, Bk 2, IV.B.1, p.72; Message, CHMMAAG Saigon to CINCPAC MAGAG-CH 1473, September 10, 1961, VNSF, 2: 40.
- (19) Walt W. Rostow, *The Diffusion of Power: An Essay in Recent History* (New York: Macmillan, 1972), p.269.
- (20) Paper in DOS, October 11, 1961, *FRUS*, p.339.
- (21) Memorandum by Gilpatrick, October 11, 1961, *ibid.*, pp.343-344.
- (22) Memorandum by Gilpatrick, October 11, 1961, *ibid.*, p.344.
- (23) Draft Instructions, Kennedy to Taylor, October 11, 1961, *ibid.*, p.345.
- (24) Telegram, Lemnitzer to Felt SSO JCS 1596-61, October 13, 1961, *ibid.*, pp.362-363.
- (25) NSAM 104, October 13, 1961, USVR, Bk 11, p.328.
- (26) Letter, Kennedy to Taylor, October 13, 1961, *ibid.*, p.327.

- (27) Newman, *op.cit.*, p.128.
- (28) DOS Research Memorandum RFE-1, September 29, 1961, *USYR*, Bk 11, p.287.
- (29) ブルース・カミングズ (森谷文昭訳)「世界システムにおける日本の位置」アントール・ゴードン編(中村政則監訳)『歴史としての戦後日本 上』(みすず書房、二〇〇一年) 九二頁。菅英輝「アメリカのヘゲモニーとアジアの秩序形成、一九四五～一九六五年」渡辺昭一編『帝国の終焉とアメリカ・アジア国際秩序の再編』(山川出版社、二〇〇六年) 二〇七頁も参照。
- (30) この点は、以下の拙稿を参照願いたい。寛雅貴「ヘゲモニー国家の帝国への志向とその挫折―一九六一年の米国・ベトナム共和国関係を事例に」松井康浩編『グローバル秩序という視点―規範・歴史・地域』(法律文化社、二〇一〇年) 二二三～二二九頁。
- (31) Memorandum, Rostow to Kennedy, May 10, 1961, *FRUS*, p.131.
- (32) Editorial Note, *ibid.*, p.380.
- (33) Paper by Taylor Mission, October 18, 1961, *ibid.*, p.388.
- (34) Letter, Taylor to Kennedy, November 3, 1961, *ibid.*, p.477n.
- (35) Telegram, Saigon to DOS 581, November 1, 1961, *VNSF*, 2: 571.
- (36) Paper by Taylor, n.d., *FRUS*, p.479.
- (37) Paper by Taylor Mission, n.d., *ibid.*, pp.489, 491.
- (38) Paper by Taylor Mission, n.d., *ibid.*, pp.488, 491.
- (39) 松岡 前掲書 五三五頁；Paper by Taylor, n.d., *FRUS*, p.480.
- (40) Paper by Taylor, n.d., *ibid.*, pp.480-481.
- (41) Paper by Taylor Mission, n.d., *ibid.*, p.493.
- (42) Paper by Taylor Mission, n.d., *VNSF*, 7: 240, 242; Paper by Taylor, n.d., *FRUS*, p.481; Memorandum, Johnson to Rusk, November 5, 1961, *ibid.*, p.536.
- (43) Paper by Taylor, n.d., *ibid.*, p.481.
- (44) Telegram, Taylor to Kennedy BAGIO 0006, November 1, 1961, *USYR*, Bk 11, pp.337-338, 341.
- (45) Maxwell D. Taylor, *Swords and Plowshares: A Memoir* (reprint) (New York: Da Capo Press, 1990), p.239. ショートは「〇月三日、米戦闘部隊の派遣を要請し、二四日、洪水救済活動に関連して、米戦闘部隊を派遣するかどうかの意思に満足」を示した。Telegram, Saigon to DOS 488, October 13, 1961, *VNSF*, 2: 366, 369-370; Telegram, Taylor to DOS 536, October 25, 1961,

FRUS, p.429.

- (9) Memorandum, Cottrell to Taylor, October 27, 1961, *ibid.*, p.505.
- (17) Counterinsurgency Plan for Viet-Nam, [January 4, 1961], *ibid.*, p.7.
- (8) Paper by Taylor, n.d., *ibid.*, p.480.
- (94) Paper by Taylor Mission, n.d., *ibid.*, pp.493-494; Taylor, *op.cit.*, pp.235-236.
- (95) Memorandum, Lansdale to Taylor, [October 23, 1961], *FRUS*, pp.418-419; Memorandum, Lansdale to Taylor, n.d., *ibid.*, p.527.
- (12) Memorandum, Cottrell to Taylor, October 27, 1961, *ibid.*, pp.505, 507; Paper by Taylor Mission, n.d., *ibid.*, p.489.
- (22) Memorandum, Jordan to Taylor, October 30, 1961, *ibid.*, pp.511, 513-514.
- (23) Memorandum, Jordan to Taylor, October 30, 1961, *ibid.*, p.512; 中東の主要な政府機関の代表を含む「大統領の対策と計画を轉記した」ムントンの発言の要約を添付する覚書に関する。 Memorandum, Jordan to Taylor, October 30, 1961, *ibid.*, p.515.
- (24) Telegram, Taylor to DOS 536, October 25, 1961, *ibid.*, pp.428-429; Telegram, Saigon to DOS 541, October 25, 1961, *ibid.*, p.432; 秘匿「前掲書」 1311頁。
- (25) Memorandum, Cottrell to Taylor, October 27, 1961, *FRUS*, p.511; Rostow, *op.cit.*, p.277; Unsigned Memorandum, October 18, 1961, *VNSF*, 2: 392; Paper by Taylor Mission, n.d., *FRUS*, p.492.
- (92) Memorandum, Lansdale to Taylor, [October 23, 1961], *ibid.*, p.419.
- (15) Paper by Taylor Mission, n.d., *ibid.*, pp.493-494.
- (82) Newman, *op.cit.*, p.34; Rust, *op.cit.*, pp.26-28; Halberstam, *op.cit.*, p.128 (127-128)； 秘匿「前掲書」 1311～1313頁。
- (92) Telegram, Saigon to DOS 541, October 25, 1961, *FRUS*, p.432n.
- (28) Dean Rusk, *As I Saw It* (New York: W.W. Norton, 1990), p.432; Telegram, Hakone to DOS Secto 6, November 1, 1961, *FRUS*, p.464.
- (12) Telegram, DOS to Saigon 545, November 4, 1961, *ibid.*, pp.534-535.
- (22) Telegram, Saigon to DOS 608, November 7, 1961, *ibid.*, pp.546-547.
- (22) Telegram, Saigon to DOS 598, November 6, 1961, *ibid.*, p.542.
- (24) Telegram, Saigon to DOS 575, October 31, 1961, *ibid.*, pp.456-457; Supporters of Placement of US Forces in South Viet-Nam,

- n.d., *President John F. Kennedy's Office Files, 1961-1963* [Microfilm] (Frederick: University Publications of America, 1989), Countries File, Reel 28, Vietnam, Security 1961; Telegram, Saigon to DOS 597, November 5, 1961, VNSF, 2: 610.
- (95) トムソン社「行政官」M.A.C.H.の添削となら題「つる」ルベク「つる」° Notes of a Meeting, November 9, 1961, *FRUS*, p.573.
- (96) Draft Memorandum, Rusk to Kennedy, November 7, 1961, *ibid.*, pp.551, 552.
- (97) Draft Memorandum for Kennedy, November 8, 1961, *ibid.*, p.562.
- (98) Draft Memorandum, McNamara to Kennedy, November 5, 1961, *ibid.*, p.538; Draft Memorandum, Rusk to Kennedy, November 7, 1961, *ibid.*, p.551; Memorandum, McNamara to Kennedy, November 8, 1961, *ibid.*, p.560; Draft Memorandum for Kennedy, November 8, 1961, *ibid.*, p.561.
- (99) Memorandum, Rusk and McNamara to Kennedy, November 11, 1961, *USVR*, Bk 11, pp.360-361, 363-365.
- (100) Draft Paper by Bundy, November 7, 1961, *FRUS*, pp.553, 554.
- (101) Memorandum, November 6, 1961, *ibid.*, pp.532-533; List of Questions by Kennedy, November 11, 1961, *ibid.*, pp.576-577.
- (102) Arthur M. Schlesinger, Jr., *A Thousand Days: John F. Kennedy in the White House* (Boston: Houghton Mifflin, 1965), p.547. なお同書からの引用に際しては、A・M・シュルツマンガー(中屋健一訳)『ケネディ―栄光と苦悩の一千日 下』(河出書房、一九六六年)の二四頁を参照して、筆者独自の日本語訳を行った；*The Pentagon Papers as Published by the New York Times* (New York: Bantam Books, 1971), p.84.
- (103) Notes of a Meeting, November 11, 1961, *FRUS*, p.578；松岡『前掲書』五三三頁。
- (104) Schlesinger, Jr., *op.cit.*, p.547 (一四四頁)。
- (105) Notes of a Meeting, November 11, 1961, *FRUS*, pp.577-578; Notes of the National Security Council Meeting, November 15, 1961, *ibid.*, pp.607-610.
- (106) Notes of a Meeting, November 11, 1961, *ibid.*, p.577.
- (107) Telegram, DOS to Saigon 619, November 15, 1961, VNSF, 2: 826-831. なお南ベトナム支援策がNSAM 111として正式に承認されるのは、一月二二日である。米行政官派遣については、「両国政府によって合意された様式と人数で、南ベトナム政府機構のために行政官と顧問を提供する」と記され、国務・国防長官の共同覚書と比較すると、一部の文言が修正されているものの内容上の変更はなご。NSAM 111, November 22, 1961, *FRUS*, pp.656-657.

- (㉚) Telegram, DOS to Saigon 619, November 15, 1961, *VNSF*, 2: 830.
- (㉛) Telegram, Saigon to DOS 678, November 18, 1961, *FRUS*, p.643.
- (㉜) Freedoman, *op.cit.*, p.334.
- (㉝) Telegram, Saigon to DOS 678, November 18, 1961, *FRUS*, p.643; Telegram, Saigon to DOS 687, November 22, 1961, *ibid.*, pp.649-650.
- (㉞) Telegram, Saigon to DOS 687, November 22, 1961, *ibid.*, pp.650-651.
- (㉟) Frederick Nolting Jr., *From Trust to Tragedy* (New York: Praeger, 1988), p.40. トーナーの反発を前期に比べると Taylor, *op.cit.*, p.248.
- (㊱) Telegram, Saigon to DOS 678, November 18, 1961, *FRUS*, p.644; Telegram, Saigon to DOS 687, November 22, 1961, *ibid.*, pp.649, 650, 651.
- (㊲) Telegram, Saigon to DOS 707, November 25, 1961, *VNSF*, 3: 132; Telegram, Saigon to DOS 702, November 24, 1961, *ibid.*, 3: 117. 第三世界の混乱とベトナムの混乱. Douglas J. Macdonald, *Adventures in Chaos: American Intervention for Reform in the Third World* (Cambridge: Harvard University Press, 1992), pp.209-210.
- (㊳) Telegram, Saigon to DOS 708, November 25, 1961, *FRUS*, p.667; CIA Information Report, November 29, 1961, *ibid.*, p.693.
- (㊴) Notes of a Meeting, November 27, 1961, *ibid.*, pp.675-676; Letter, Lansdale to Williams, November 28, 1961, *ibid.*, p.688.
- (㊵) Ball, *op.cit.*, p.50.
- (㊶) Telegram, DOS to Saigon 693, November 27, 1961, *FRUS*, pp.676-677; William C. Gibbons, "Lyndon Johnson and the Legacy of Vietnam," in Gardner&Gittinger (eds.), *Vietnam*, p.126.
- (㊷) Telegram, DOS to Saigon 693, November 27, 1961, *FRUS*, p.676; Status Report on the Instructions to Nolting, November 28, 1961, *VNSF*, 3: 265.
- (㊸) Telegram, DOS to Saigon 693, November 27, 1961, *FRUS*, p.676.
- (㊹) Telegram, DOS to Saigon 428, October 12, 1961, *ibid.*, p.361.
- (㊺) CIA Information Report, November 28, 1961, *ibid.*, p.689; Memorandum by Anspacher, December 1, 1961, *ibid.*, p.704; Telegram, Saigon to DOS 736, November 30, 1961, *VNSF*, 3: 227.
- (㊻) Telegram, Saigon to DOS 729, November 29, 1961, *FRUS*, p.694.

- (56) Telegram, Saigon to DOS 748, December 1, 1961, *ibid.*, p.706.
- (56) Memorandum of Understanding, December 4, 1961, *ibid.*, pp.714-716.
- (56) Telegram, Saigon to DOS 754, December 3, 1961, *ibid.*, pp.708-709.
- (86) Telegram, Saigon to DOS 754, December 3, 1961, *ibid.*, p.711. ハトクソウノマヘニテモトメテ Telegram, Saigon to DOS 678, November 18, 1961, *ibid.*, p.643; Telegram, Saigon to DOS 708, November 25, 1961, *ibid.*, p.668.
- (66) Telegram, Saigon to DOS 754, December 3, 1961, *ibid.*, pp.709-711.
- (90) Telegram, Saigon to DOS 754, December 3, 1961, *ibid.*, pp.709-710.
- (10) Telegram, Saigon to DOS 756, December 4, 1961, VNSF, 3: 350; Telegram, DOS to Saigon 725, December 4, 1961, FRUS, p.712; Telegram, DOS to Saigon 727, December 5, 1961, *ibid.*, p.716.
- (20) Macdonald, *op.cit.*, p.48.
- (30) Letter, Lansdale to Williams, November 28, 1961, FRUS, p.688n; Memorandum, Rostow to Kennedy, December 6, 1961, *ibid.*, p.719n; Rostow, *op.cit.*, pp.278-279.
- (10) Telegram, Saigon to DOS 892, January 5, 1962, USDOS, *Foreign Relations of the United States, 1961-1963*, Vol.2 (Vietnam 1962) (Washington, D.C.: USGPO, 1990), p.12; Charlton&Moncteff, *op.cit.*, p.73.
- (90) Tran Van Don, *Our Endless War: Inside Vietnam* (San Rafael: Presidio Press, 1978), p.10; Jacobs, *op.cit.*, pp.97-98; Scigliano, *op.cit.*, p.215; マツリノム・E・ロニュー (大前正臣・田國善二編) 『栄光の男たち—ロニュー—E長官回顧録』(政治広報センター 一九七八年) 一三三頁。
- (90) Nolting, *op.cit.*, pp.40-41.
- (10) Telegram, DOS to Paris Tosec 32, December 12, 1961, FRUS, pp.728-729.
- (30) Ball, *op.cit.*, p.53.
- (60) Memorandum, Lennitzer to McNamara CM-414-61, October 31, 1961, FRUS, pp.463-464.
- (10) Telegram, Saigon to DOS 541, October 25, 1961, *ibid.*, p.431; 松岡 前掲書 四四四〜四四五頁。
- (11) Paper by Taylor, n.d., FRUS, p.480.
- (11) 松岡 前掲書 六一八〜六一九頁; Telegram, DOS to Saigon 683, November 25, 1961, VNSF, 3: 146; Newman, *op.cit.*, p.148.
- (31) Telegram, McNamara to Felt and McGarr Def 906345, November 28, 1961, FRUS, pp.679-680; Newman, *op.cit.*, p.148.

- (11) Telegram, McGarr to DOS MAGAR-OT(OP) 4145, November 26, 1961, VNSF, 3: 153-154.
- (12) Letter, Diem to Kennedy, December 7, 1961, USDOS, *Department of State Bulletin*, No.175 (January 1, 1962), pp.13-14; Letter, Kennedy to Diem, December 14, 1961, *ibid.*, p.13; Telegram, DOS to Saigon 729, December 5, 1961, *FRUS*, p.718. ※「キー」は定への米国の対応については、松岡「前掲書」五八九～五九六頁。
- (13) Telegram, DOS to Saigon 683, November 25, 1961, VNSF, 3: 146.
- (14) Letter, Martin to Cottrell, December 18, 1961, *FRUS*, p.744.
- (15) Scigliano *op.cit.*, p.213; Newman, *op.cit.*, p.148; 松岡「前掲書」六一八頁; Rust, *op.cit.*, p.59.
- (16) 松岡「前掲書」六一九頁; Telegram, Taylor to Kennedy CAP 5466-61, December 21, 1961, *FRUS*, p.754; Kaiser, *op.cit.*, p.152; Status Report of the Military Action in South Vietnam, December 26, 1961, VNSF, 3: 426; DeGroot, *op.cit.*, p.73.
- (17) 谷川「前掲書」二二四頁; 小倉「前掲書」一三八～一三九頁; Brigham, *Guerrilla Diplomacy*, pp.15-18.
- (18) Letter, Martin to Cottrell, December 18, 1961, *FRUS*, p.743; Memorandum, Parker to Lemnitzer, December 18, 1961, *ibid.*, p.740.
- (19) Telegram, Lemnitzer to McGarr JCS 2027-61, December 23, 1961, *ibid.*, p.759.
- (20) Memorandum, Parker to Lemnitzer, December 18, 1961, *ibid.*, p.741; Telegram, McGarr to Lemnitzer SGN 919, December 27, 1961, *ibid.*, p.765.
- (21) Telegram, Saigon to DOS 819, December 19, 1961, *ibid.*, p.748; Nolting, *op.cit.*, pp.50-51; Letter, Martin to Cottrell, December 18, 1961, *FRUS*, pp.743-744; Telegram, Saigon to DOS 801, December 13, 1961, *ibid.*, p.731.
- (22) 松岡「前掲書」六一二頁。
- (23) 木畑洋一「現代世界と帝国論 歴史学研究会編『帝国への新たな視座 歴史研究の地平から』(青木書店、二〇〇五年)、一八頁。米国を帝国ではなく、覇権(ヘゲモニー)国家と捉えるのは、例えば、木畑「前掲論文」一七～二二頁、菅英輝「解説『アメリカ帝国とは何か』」ロイド・ガードナー／マリリン・ヤング編著(松田武・菅英輝・藤本博訳)『アメリカ帝国とは何か―二一世紀世界秩序の行方』(ワネルヴァ書房、二〇〇八年)。帝国とヘゲモニーの相違は、Michael W. Doyle, *Empires* (Ithaca: Cornell University Press, 1986), ch.1を参照のしよう。
- (24) 菅「アメリカのヘゲモニーとアジアの秩序形成」、二一九頁、菅英輝「アメリカのヘゲモニーとアジア秩序の再編」一九四五―一九五四年『北九州市立大学外国語学部紀要』第二二〇号(二〇〇七年九月)、一一七頁。

(128) 松岡、前掲書、六二〇頁。

(129) John Mecklin, *Mission in Torment: An Intimate Account of the U.S. Role in Vietnam* (New York: Doubleday, 1965), pp.21-22.

(130) Michael E. Latham, *Modernization as Ideology: American Social Science and "Nation Building" in the Kennedy Era* (Chapel Hill: University of North Carolina Press, 2000), p.16.